

境界確定依頼の手続きについて

境界確定とは

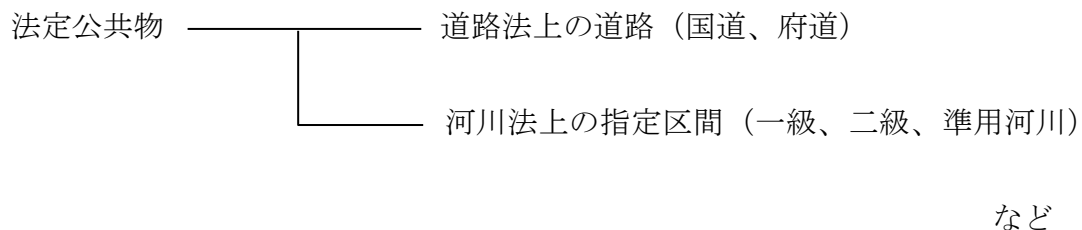
公共用地とそれに接する私有地の境界を決める手続きのことです。

境界確定は、「土地の売買や分筆登記をする」といった、私有地と公共用地との境界をはっきりさせる必要が生じたときに、土地所有者からの申請により行われるものですが、府や市町村が行う公共事業に伴って境界確定を実施する場合があります。

公共用地の種別

私たちの周りにある道路・河川等は、道路法や河川法等の適用を受けるものと、それ以外の法定外公共物と呼ばれる里道・水路等に分かれます。

大阪府都市整備部では、主に下図に表示した法定公共物（国道、府道、一級河川、二級河川、準用河川等）の境界確定協議を行っています。



(注) これらの法定公共物についても、国土交通省や市町村が境界確定協議しているものもあります。また、法定外公共物については平成17年度以降各市町村または、近畿財務局が境界確定協議を行っています。

境界確定の方法

境界は、法務局備付けの公図やその付近で過去に行った、境界確定（既確定）等の資料をもとに、関係者が現地で立会し、協議の上決定します。

この場合の関係者とは、協議地の土地所有者、隣接地（隣り）の各土地所有者、依頼者の代行者及び府職員となります。

代行者の必要性

公共用地の境界確定申請にあたっては、土地に関する専門的な調査をする必要があり、確定図作成のための測量技術も要求されることから、大阪府では手続きを土地家屋調査士や測量士等に委任（様式第2号）して頂くようお願いしています。

現地立会に際しては

近年、財産（土地）に関する人々の意識が高まり、また長年の間に土地の形状も変化してきているため、関係者の合意が必要となる境界の確定は、年々難しくなっています。

従いまして、境界協議においては相手方の意見にも十分耳を傾けるよう、ご協力のほどお願いします。

境界確定の成立と不成立

関係者の協議が成立したときは、その境界の位置を示した図面（確定図）を作成し、関係者が署名・押印のうえで、正式に境界が確定することになります。

しかし、話し合いがつかない場合は、大阪府に一方的に境界を決定する権限がないため、協議不成立となり、境界を決めることができません。

境界確定手続きの流れ

手続きを図示すると次のようになります。

